

## 名古屋市告示第21号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和8年1月23日

名古屋市長 広沢一郎

### 1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護機関名	所在地	辞退年月日
先進会眼科名古屋	名古屋市中区錦三丁目16番27号	令和8年1月1日

### 2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	辞退年月日
先進会眼科名古屋	名古屋市中区錦三丁目16番27号	令和8年1月1日

### 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養指導

介護機関名	所在地	辞退年月日
先進会眼科名古屋	名古屋市中区錦三丁目16番27号	令和8年 1月 1日

#### 4 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	辞退年月日
先進会眼科名古屋	名古屋市中区錦三丁目16番27号	令和8年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課